

自立援助ホーム 運営規程

第1条 事業の目的及び運営の方針

自立援助ホーム は、児童福祉法第6条の3第1項で掲げる児童自立生活援助対象者（以下「入居者」という。）に対し、対人関係、健康管理、余暇活用及び家事その他入居者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、就業に関する相談、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援を行う。

第2条 職員の職種、員数及び職務の内容

里親資格を有する が、入居者に対し前条に記載の支援を行う。

第3条 入居定員

入居定員は、4名（委託児童を含む）とする。

第4条 児童自立生活援助の内容

対人関係、健康管理、余暇活用及び家事その他入居者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、就業に関する相談、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援

第5条 入居者から受領する費用の種類及び金額

毎月25日に一人 円（家賃、食費、水道光熱費など含む）を徴収金として受領する。徴収金は、入居日から1カ月経過した日を基に、その直後の25日より受領を開始する。本来の徴収日に徴収が出来なかった者については、翌月に2カ月分となる 円を支払う等、入居者とケースワーカーが入居者の毎月の収入状況を考慮しながら不足分を支払うこととする。

第6条 入居者の所持する物の保管方法及び入居者に対する保管状況の報告

入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合は、盗難及び紛失等に十分注意して、不特定多数の者が出入りしない居室等にて保管する。また、所持品の保管方法について入居者に説明を行い、その保管状況を月に1回以上入居者に報告する。

第7条 緊急時等における対応方法

入居者に事件、事故及び健康上の急変が生じた場合やその他必要な場合は、警察及び消防等の対応機関へ速やかに連絡し適切に対応する。また、緊急事態に備え、日頃から児童相談所、児童養護施設、警察及び消防等の関係機関と連携した体制を構築す

る。

第8条 非常災害対策

入居者の安全を図るため、避難訓練等を通じて、日頃から火災や災害への適切な備えを行う。

第9条 利用者の人権の擁護

入居者の国籍、信条、社会的身分等によって差別的な取扱いをしないほか、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備を行うとともに、研修を受講するなどの措置を講じる。

第10条 虐待の防止等のための措置

職員は、入居者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他入居者の心身に有害な影響を与える行為をしない。

第11条 評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容

自立援助ホーム は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

第12条 個人情報の保護

入居者及びその関係者に係る記録の取扱いについては、各種法令に基づき適切に取り扱うこととする。

第13条 苦情解決

入居者及びその関係者等からの苦情には、迅速に対応するとともに、必要に応じて児童相談所及び警察等の関係機関とも連携して解決に取り組む。